

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成29年度 「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成31年2月13日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課

(教育文化事業団)

監査の実施年度 (平成 27 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(136頁)</p> <p>財務事務の執行が適切に行われているか (リースについて)</p> <p>生涯学習プラザではリースの支払い契約は単年度賃貸借契約となっているが、「賃貸借期間に関する覚書」で60か月解約不能等の規定があり、ファイナンス・リースとなっている。</p> <p>新公益法人制度に対応する「平成20年会計基準」では所有権移転外ファイナンス・リースであってもリース資産計上が求められている。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>リース物件については、指定管理者制度導入前に所管課においてリース契約をしていた経過や、現在、指定管理者が契約をしているものの、指定管理料の中からリース料を支払っていることから、市所有物件であるとの認識でございました。</p> <p>このため、リース物件につきましても同様の考えでございました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>新公益法人制度に対応する「平成 20 年会計基準」に基づき、平成 30 年度決算でリース資産計上を行います。</p>	